

平成28年度第4回東京都入札監視委員会定例審議概要 [議案1から議案5関係]

開催日及び場所	平成29年3月28日(火) 都庁第二本庁舎1階 入札室B
出席委員	弁護士 志賀 こそ江 (委員長職務代理者) 工学院大学建築学部建築学科教授 遠藤 和 義 上智大学大学院法学研究科教授 楠 茂 樹 東京家政学院大学現代生活学部生活デザイン学科准教授 小池 孝子 弁護士 若林 美奈子 計5名 (敬称略)
審議対象期間	平成27年4月1日 ～ 平成28年3月31日
定例審議議案	<p>○ 事務局から、平成27年度の発注工事契約概要として、局別・契約方法別の件数と金額、低入札価格調査件数・平均落札率・総合評価件数・不調発生率の推移等が説明された。</p> <p>○ 平成27年度発注の工事契約の中から以下の事由により事案を抽出し、定例審議の対象とした。</p> <p>(1) オリンピック等案件</p> <p>(2) 豊洲新市場案件</p> <p>(3) 談合情報があった案件</p> <p>(4) まとめると予定価格の合計が高くなる案件</p>
一般競争入札契約	6件 ○平成27年度海の森水上競技場整備工事[港湾局所管] ○豊洲新市場(仮称)水産仲卸売場棟付帯施設建設その他工事[中央卸売市場所管] ○綾瀬川護岸耐震補強工事(その112) [建設局所管] ○綾瀬川護岸耐震補強工事(その10) [建設局所管]
希望制指名競争入札契約	3件 ○設備工事[財務局所管] ○土木工事[建設局所管] ○綾瀬川護岸耐震補強工事(その113) [建設局所管]

<p>委員からの主な 意見・質問</p>	<p>抽出した9件について、それぞれ当該工事の所管部局から内容説明を行った。 委員からの主な意見、質問及びそれに対する回答は、別紙のとおりである。</p>
<p>委員会による 審議結果報告 及び意見の具申</p>	<p>平成27年度に東京都（公営企業局を含む。）が締結した工事案件の中から、上記のとおり抽出した9件の事案について、入札及び契約手続等の運用状況を審議した結果、7件については、契約制度が適正に運用されていることを確認し、2件については、改善の必要があることから、審議結果の報告を行うとともに、その改善等に係る意見について、知事に意見の具申を行うこととした。</p> <p>意見の具申</p> <p>1 議案1「平成27年度海の森水上競技場整備工事」について</p> <p>(1) 総合評価方式における価格点と技術点の配分については、価格と技術のバランスの適正さについて、もう少し踏み込んで十分な説明をしていくべきである。</p> <p>(2) 1者のみが応札した案件については、需給バランスや入札方法のスキーム等、1者応札となった原因について検証することにより、競争性の一層の確保に取り組むべきである。</p> <p>2 議案2「豊洲新市場(仮称)水産仲卸売場棟付帯施設建設その他工事」について</p> <p>(1) 予定価格の積算に当たっては、契約後に契約変更が頻繁に発生することがないように、設計段階での関係者との調整等を十分行うべきである。</p> <p>(2) 都民の関心が高い大規模案件については、入札結果だけでなく、契約後に行う契約変更等についても、即時適切に情報開示を行うべきである。</p> <p>(3) 本体工事と合わせて施工すべき付帯工事を別に発注するなどの特殊な場合においては、採用すべき契約方法の検討及び落札結果についての検証をしっかりと行うべきである。</p>

平成 28 年度第 4 回東京都入札監視委員会審議概要 [議案 6 関係]

審議事項	議案 6 入札監視委員会のあり方等について
議案の概要	<p>議案 6 前回第 3 回委員会での議論を踏まえ、入札監視委員会の機能強化のため、監視委員の増員、都職員の委員への就任禁止規定、利害関係者の議事への除斥規定、専門部会の活用、審議対象、件数の拡大、情報公開のあり方について見直しを図ることとし、これに伴い必要となる入札監視委員会設置要綱及び運営要領の改正案を検討する。</p>
委員会による報告	<p>議案 6 要綱・要領の改正案のうち、談合情報の処理の審議、委員の選任、守秘義務、会議の公開、部会の活用、審議結果の公表、工事一覧記載内容、当番委員の選出、抽出基準、議事概要と議事録の公開、等について了承する。</p> <p>また、条例設置、所掌事項、定例審議の回数、対象工事、案件抽出方法、抽出結果の報告等については継続審議とする。</p>
委員からの意見等の概要	<p><主な質疑></p> <p>Q：委員会と監視部会、入札制度についての関係を教えてほしい。</p> <p>A：4 人の 3 部会で審議を行い、それを 12 人での委員会に報告・決定する。</p> <p>Q：部会メンバーは毎回変わるのか。</p> <p>A：年度当初に決めて固定制もある。</p> <p><主な意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 最初の 1、2 年は制度審議が重くなると思う。入札監視委員会とは別の組織で対応した方がよい。監視委員会は、入札監視に特化したほうがよい。 ○ 東京都は工事件数が突出して多い。全国に先駆けて、統計的データ分析を行う専門の入札監視センターを設置するぐらいのことをしてもよいのでは。 ○ 工事審議は建築のみならず土木関係もあるので、技術的な対応力を広げる形で委員の人選をお願いしたい。 ○ 専門部会と委員会を交互に 4 回ずつ開催する案は、委員の負担を考えると難しい。
その他	<p>次に掲げる事項について、委員会に対し財務局から報告を行った。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 入札契約制度改革案について 2 最低制限価格算定ミス等について

	意見・質問	回答
委員からの意見・質問、それに対する回答等	<p><平成27年度の発注工事契約概要> Q：最低制限価格を下回り失格となった割合が約23%あることについて、説明してほしい。 意見：定例審議の対象案件について、今後、過去に遡っての抽出もできるようにしてほしい。</p>	<p>A：ご指摘の点も分かるような資料を今後追加する。</p>
	<p><議案1> 平成27年度海の森水上競技場整備工事 [港湾局所管] ※一般競争入札案件（総合評価方式）</p> <p>Q：予定価格の積算はどのように行ったか</p> <p>Q：基本設計の与条件となった工事費と発注金額との差は</p> <p>Q：予算枠等はなかったのか。</p> <p>Q：基本設計の委託者の選び方は。</p> <p>Q：設計施工一括発注した落札者を対象にして見積もりの提出を受けたのか。</p> <p>Q：1者入札となったが、他社の関心が低かったのか。</p> <p>Q：発注段階で業者が限られてしまうことについては想定していたか</p> <p>意見：応札者が1JVしかいなかったことの背景として需給の状況等もあるかと思う。JV方式が悪いわけではないが、組む段階で空気がつくられることもある。</p> <p>Q：設計変更の金額はどのように決めているのか。</p> <p>Q：技術提案方式について、価格が半額だったら価格点は何点になるのか。 意見：特殊な案件の場合は、プロポーザル、企画提案など価格に捉われない制度も今後考えていくべき。</p>	<p>A：基本設計の内容から、積算基準等を用いて積算した。</p> <p>A：基本設計で最も経済的な構造や工法等を検討し、積算に反映している。</p> <p>A：オリパラ準備局にて全体の整備費を算出している。</p> <p>A：プロポーザル方式で決定した。</p> <p>A：基本的にメーカー等から見積もりの提出を受けているが特許を有している建材や水門の資材において、結果的に見積業者のうちの1社と受注業者とが同じものが一部あった。</p> <p>A：JVとして希望申請したのは1者だが、公表時に発注資料を取りにきたのは13社あった。</p> <p>A：希望できる業者が複数いることは確認して発注した。</p> <p>A：実施設計後に合意をした単価に基づく。新規工種については発注者が確認を行う。</p> <p>A：半額だと30点になる。</p>

	意見・質問	回 答
<p>委員からの 意見・質問、 それに対する 回答等</p>	<p><議案2> 豊洲新市場(仮称)水産仲卸売場棟付帯施設 建設その他工事 [中央卸売市場所管] ※一般競争入札案件</p> <p>Q：受注者は本体工事と同じJVか。</p> <p>Q：本体工事と別発注にした経緯は。</p> <p>Q：本体工事で使った単価で積算したのか。 一般的な積算方法で積算したのか。</p> <p>Q：土壌汚染対策→本体工事→今回という 流れで同じ業者になっている。何れ かの工事を受注すると他社は入りにく くなる。発注者としても悩みながら発 注していることは分かる。随意契約に しなかった理由は。</p> <p>意見：他社が取る可能性がゼロではない から入札にしたと思うが、随契にする ことでの透明性をとるかどうか。競争 入札だが、ヒアリングしているところ までオープンにしないと、実際に不正 がないにもかかわらず、不正があった と評価される危険もある。説明責任や スピード感も考えることが必要。</p> <p>Q：本体工事と同じ業者がとるのであれ ば、資材費や人件費など効率化で安く なるのではないか。</p> <p>Q：設計変更で金額が上がっている。変更 理由は。</p> <p>Q：市場業者の要望という変更理由で都民 の理解が得られるのか。どこまで要望に 応えるのか、制約はないのか。</p> <p>意見：即時性のあるものについて情報開示 をしっかりとやるべき。予算(設計)のプ ロセスについてしっかりと。競争入札に するか、随契にするかについても検証す べき。</p>	<p>A：本体工事のJV構成員中の4社による JV。</p> <p>A：予算の制約等による。</p> <p>A：一般的な積算方法で積算した</p> <p>A：原則として一般競争入札を行ってい るため</p> <p>補足説明：受注者に対して総額幾らですか という聞き方はしておらず、決められた ルールで予定価格をつくり、それで手続 きを進めている。</p> <p>A：随契なら同一業者による諸経費の削減 を考慮して積算するため、予定価格は安 くなる可能性もある。</p> <p>A：地下埋設物や工事の取り合いなどの、 工事施工中の想定外の対応に加え、使い 勝手など市場業者の要望を取り入れた 結果などである。</p> <p>A：できるだけ使い勝手の良いものを作っ てきたが、最終的に市場業者が使用料で 負担することにもなるため、要望への対 応については調整を行わないという選 択肢はなかった。</p>

	意見・質問	回 答
委員からの 意見・質問、 それに対する 回答等	<p>議案3・議案4 一括審議</p> <p><議案3> 設備工事 [財務局所管] ※希望制指名競争入札案件</p> <p><議案4> 土木工事 [建設局所管] ※希望制指名競争入札案件</p> <p>Q：相手方はどんな立場の人が来るのか</p> <p>意見：事情聴取は、もし談合が行われている場合、抑止力にはなるが、第2の話合いを生む可能性もあり、諸刃の剣だ。発注者としては悩ましい話だと思う。</p> <p>Q：誓約書を出しながら実は談合するのが最大の裏切り。誓約書違反で違約金を高くする等あるのか。指名停止等で差をつける方が良いのではないか。</p> <p>Q：公取委への通報はしたのか。また、公取委だけでなく、警察への通報も重要。</p> <p>Q：マニュアルの処理フローに日付等記入した資料を付けてほしい。</p>	<p>A：代表取締役や、部長級の方など、責任ある立場の人。事情聴取のうえで誓約書を提出させる。</p> <p>A：重犯等の場合は加算をすることがあるが、誓約書の有無で差はつけていない。</p> <p>A：2件とも公取委への通報を行っている。警察への通報については、以前調べたところ、警視庁本部で対応しているそうなので、各契約部署からどのように行うのか、今後実務的に検討していきたい。</p> <p>A：次回からはマニュアルの処理フローに日付等記入した資料を付ける。</p>

	意見・質問	回 答
<p>委員からの意見・質問、それに対する回答等</p>	<p><議案5></p> <p>①綾瀬川護岸耐震補強工事(その113) ②綾瀬川護岸耐震補強工事(その112) ③綾瀬川護岸耐震補強工事(その10) ④綾瀬川護岸耐震補強工事(その25) ⑤綾瀬川護岸耐震補強工事(その26)</p> <p>[建設局所管]</p> <p>①希望制指名競争入札案件 ②③④⑤一般競争入札案件</p> <p>Q:同じような工事をまとめて発注した方が安くなるという基準や指針はないのか。</p> <p>Q:同じ業者がやった方が安くなるのでは。2件まとめる、1件+随契など。</p> <p>Q:まとめたら安くなるのではないか、という納税者の疑問に答えるような説明が必要では。技術的に分かれるという以上の説明はないのか。</p> <p>Q:工区を分けて全体の工期を短縮するのは分かるが、パッケージ発注のようなことはやっていないのか。</p> <p>Q:WTO逃れのために分割するのではなく、分割することに合理性があるならば、分割した上で一連としてWTOの手続にのせる方法もある。地域要件と最低制限価格以外の点では同じと思う。</p> <p>意見:WTOは国際紛争が多いので、専門の弁護士がいると思う。制度運用をはっきりさせるために相談してみてもよいのではないか。</p>	<p>A:護岸の下に支障がある工事などは工期の都合でまとめられない。綾瀬川は33年度までに耐震補強工事を完了させるという目標があり、水門などとの調整が付いた箇所から先に発注する必要がある。</p> <p>A:各案件発注時期がバラバラで場所も離れているので作業効率も変わらないなどまとめるメリットは少ない。</p> <p>A:官公需法による中小企業に配慮した発注という面もある。</p> <p>A:河川ではやっていない。</p> <p>A:一連の解釈については、物理的に一体のものかどうかで考えを分けている。河川は現場が数百メートル離れており、個別の工事と認識している。</p>